

# 社会福祉法人広仁会 役員等に対する報酬及び旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人広仁会（以下「当法人」という）定款の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬及び旅費等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

(1) 理事長については、報酬、賞与及び退職金を支給する。

その他の役員は、定款第8条及び第21条に準じて支給する。

(2) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員については、報酬を支給しないこととする。

(3) 交通費については、職員旅費規程に準ずる。

2 理事長に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の算定方法)

第3条 報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬等については、別表1に定める額

(2) 賞与については、別表2に定める額

(3) 退職金については、別表3に定める算式により算出される額

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬等の締切時期は、月の初日から当月月末までとし、支給日は、翌月10日（この日が土曜日、日曜日又は、国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時はその前日または後日）とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 報酬等の支給は、本人の指定する口座に振込むものとする。

(4) 退職金については、退職後3か月以内に支給する。ただし、刑法行為その他これに準ずべき重大な過失により退職したときは、退職金は支給しない。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給に基準として公表する。

第6条 この規程の運営が困難な場合には、理事会において検討をする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

別表1 (理事長の報酬)

	報酬の額
理事長	月額 400,000円

別表2 (理事長の賞与)

	7月賞与の額	12月賞与の額
理事長	月額報酬の1か月分	月額報酬の1か月分

別表3 (理事長の退職金算定式)

	退職金算定式
理事長	最終報酬月額×支給率×1.5 (支給率は、国家公務員退職手当 自己都合を適用する) ※その評価は、理事長が行う

附則

この規程は令和5年11月1日から実施する。